



平成18年5月12日

各位

会社名 東和メックス株式会社
代表者名 取締役社長 田口 光洋
(コード番号 6775 東証第2部)
問合せ先 総務人事部長 森沢 隆夫
電話番号 03 - 5684 - 2321

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の当社第72回定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 電子公告制度を活用し、公告掲載のための費用の削減とインターネット利用の一般化等に対応する為、電子公告を採用するものであります。
- (2) 单元未満株主の管理の効率化を図るため、单元未満株主の権利を限定する規定を新設するものであります。
- (3) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
- (4) インターネットの普及を考慮して、株主総会参考資料等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規程を新設するものであります。
- (5) 取締役および監査役が職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果し得るようにするため、取締役および監査役の責任を合理的な範囲とすることを可能にするための規定を新設するものであります。
- (6) その他、会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
当社は株券を発行する旨の定め。
当社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木)
定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木)

以上

<定款変更の内容>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 電気機械器具および電子機械器具の製造ならびに販売</p> <p>2 一般事務用機械器具の製造ならびに販売</p> <p>3 自動販売機および産業用ロボットの製造ならびに販売</p> <p>4 精密機械器具の製造ならびに販売</p> <p>5 玩具の製造ならびに販売</p> <p>6 衣料品の製造ならびに販売</p> <p>7 不動産の売買ならびに賃貸</p> <p>8 日用品雑貨の販売</p> <p><u>9 ビデオテープ・ビデオディスク・録音テープ・レコード等の音楽、映像を録音、録画した商品ならびにこれらの再生機器および附属品の販売およびレンタル業</u></p> <p><u>10 前号に係わるフランチャイズチェーン店の加盟店の募集および加盟店の指導業務</u></p> <p><u>11 前各号に附帯関連する一切の業務</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1 電気機械器具および電子機械器具の製造ならびに販売</p> <p>2 一般事務用機械器具の製造ならびに販売</p> <p>3 自動販売機および産業用ロボットの製造ならびに販売</p> <p>4 精密機械器具の製造ならびに販売</p> <p>5 玩具の製造ならびに販売</p> <p>6 衣料品の製造ならびに販売</p> <p>7 不動産の売買ならびに賃貸</p> <p>8 日用品雑貨の販売</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>9 前各号に附帯関連する一切の業務 (機関)</p> <p><u>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。</u></p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行する株式の総数は、2億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数は、1,000株とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数に満たない株式に係る株券)</p> <p>第8条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、2億株とする。</u></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元未満株式に係る株券の不発行)</p> <p>第10条 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の株主(実質株主を含む。<u>以下同じ。)</u>はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p><u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>および株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所</u>に備え置き、<u>株式の名義書換</u>、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の<u>株券の種類</u>ならびに<u>株式の名義書換</u>、<u>質権の登録</u>、<u>信託財産の表示</u>、<u>株券の再交付</u>、<u>株券喪失登録の手續</u>、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式に関する手續および手数料等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p>	<p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求する権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p><u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿</u>は、<u>株主名簿管理人の事務取扱場所</u>に備え置き、<u>株主名簿</u>、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式ならびに<u>新株予約権</u>に関する事務は、<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿</u>、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>への記載または記録、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式または<u>新株予約権</u>に関する取扱い、<u>株主の権利行使に際しての手續き等</u>および手数料については、<u>法令または定款に定めるもののほか</u>、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された<u>議決権を有する株主</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>前項のほか必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とする。</p> <p>第3章 株主総会 (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p><u>臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</u></p> <p>(議長) 第13条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。</p> <p>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新設)</p>	<p>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第3章 株主総会 (招集) 第15条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、<u>臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(招集権者および議長) 第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p><u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、<u>株主総会ごと</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 <u>株主総会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印して、これを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、3名以上とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>前項の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、<u>議決権を行使することができる。</u></p> <p>前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を<u>株主総会ごと</u>に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段定めがある場合を除き、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、これを株主総会の日から10年間本店に、その写しを株主総会の日から5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p><u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>取締役の選任は、累積投票によらないものとする。 (任期) 第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期満了の時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第20条 <u>当社は、取締役会の決議をもって、代表取締役若干名を定める。</u> <u>代表取締役は、取締役会の決議に基づき、各自会社を代表し業務を執行する。</u></p> <p><u>取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u> (取締役会) 第21条 <u>取締役会は、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行を監督する。</u> <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u> (招集) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 (削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u> <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> (削除)</p> <p>(取締役会規則) 第25条 <u>取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u> (削除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第23条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(顧問、相談役)</p> <p>第24条 取締役会の決議により、顧問または相談役を置くことができる。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第25条 当社の監査役は、3名以上とする。</p> <p>(選任および補欠監査役の予選)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め株主総会において補欠監査役を選任(以下、予選という)することができる。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、会社法370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(顧問、相談役)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>前2項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第2項の予選の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>補欠により選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期満了の時までとする。</u></p>	<p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p><u>前条第2項により予選された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期満了の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第28条 当社は、<u>監査役の互選により常勤の監査役を定める。</u></p>	<p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>(監査役会) 第29条 監査役会は、<u>監査役の職務執行に関する事項を協議する。</u> <u>ただし、各監査役の権限の行使を妨げることはできない。</u></p>	<p>(監査役会規則) 第35条 監査役会に関する事項は、<u>法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>
<p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(招集) 第30条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集通知) 第36条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第31条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規程により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任方法)</p> <p>第39条 当社は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 計算 (営業年度) 第32条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末に決算を行う。</u></p> <p>(配当金の支払) 第33条 <u>株主配当金は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>前項の配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、その支払の義務を免れる。配当金には利息をつけない。</p>	<p>第7章 計算 (事業年度) 第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(配当金の支払) 第43条 <u>当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(現行どおり)</p>